

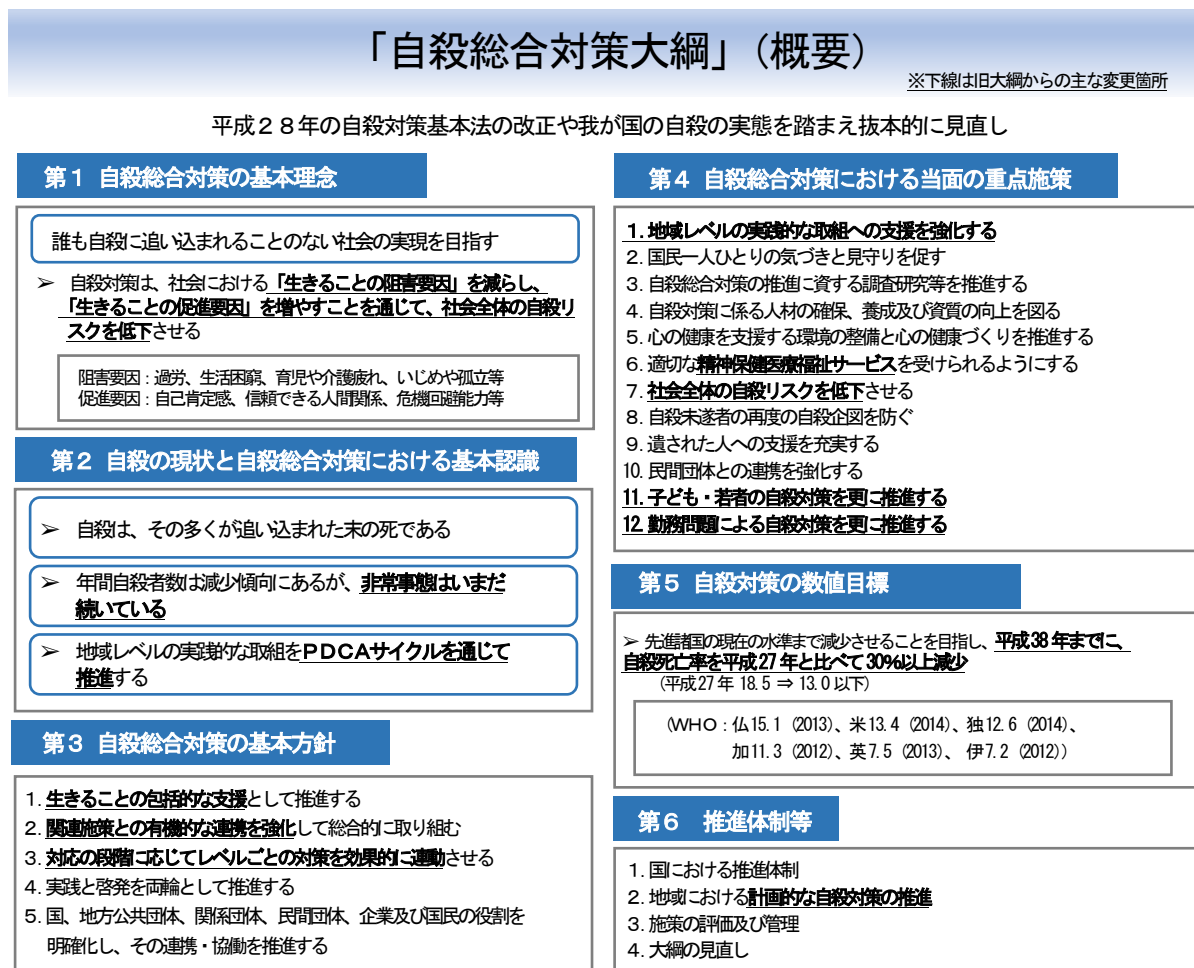
自殺対策に関する国及び東京都の状況について

1 国の自殺対策の経緯

平成 10 年以降、自殺者数が 3 万人を超える状態が続いた中、その解決を目指して平成 18 年に「自殺対策基本法」が、平成 19 年に「自殺総合対策大綱」が策定され、国として本格的な自殺対策が開始されました。

〔自殺総合対策大綱の概要〕

図 1



資料：自殺総合対策大綱（概要）（厚生労働省 HP より）

これにより、国として本格的な自殺対策が開始され、3 万人台で推移していた自殺者は、平成 24 年に 27,898 人と 3 万人を割りました。しかし、依然として 2 万人を超えるという非常事態が続いており、そのため平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、その中で各都道府県及び市町村は自殺対策計画を策定することが義務付けされました。

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

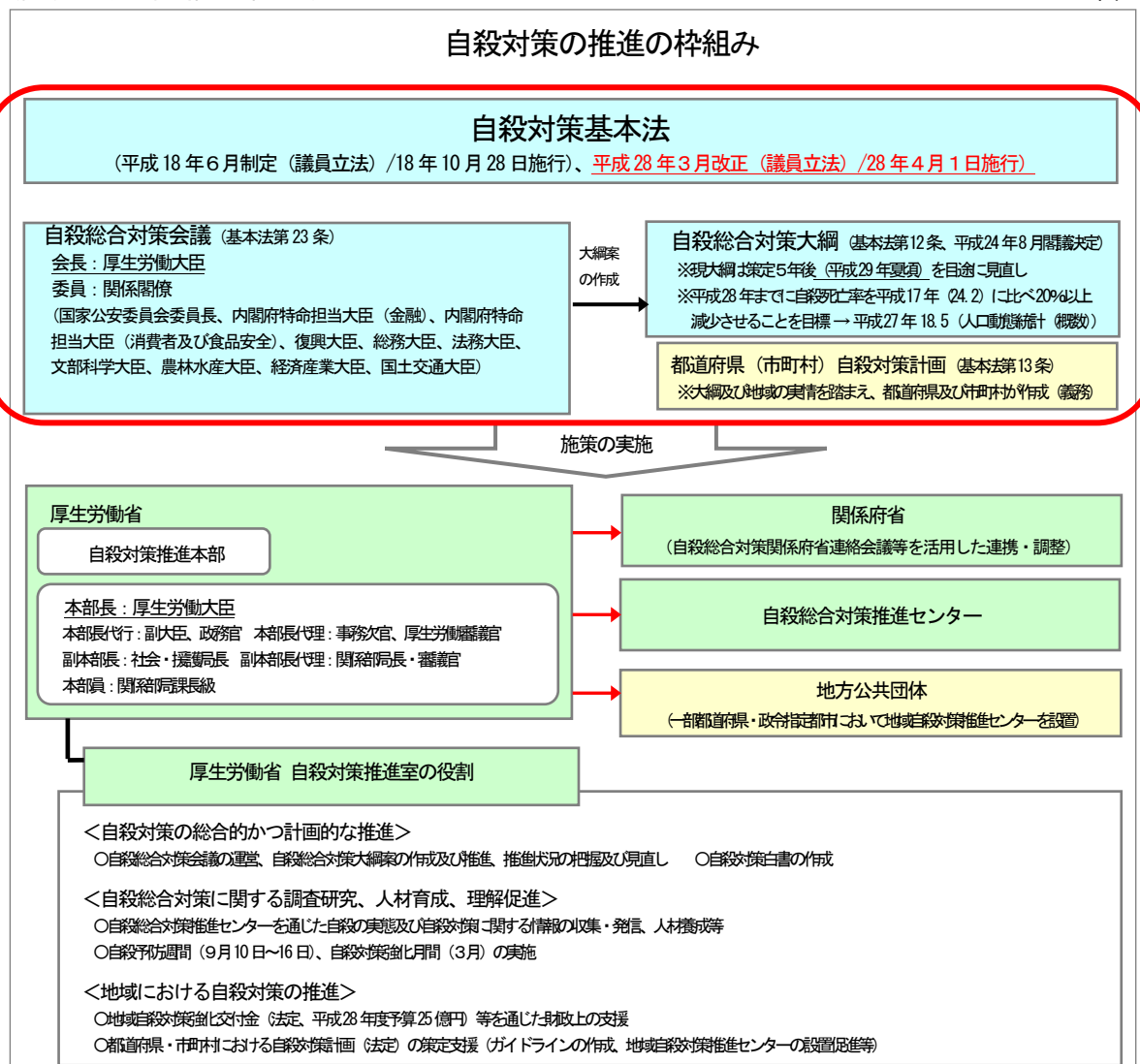
（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

〔参考：自殺対策の推進の枠組み〕

図 2



資料：自殺対策の推進の枠組み（厚生労働省 HP より）

〔参考：自殺対策基本法の一部を改正する法律概要〕

図 3

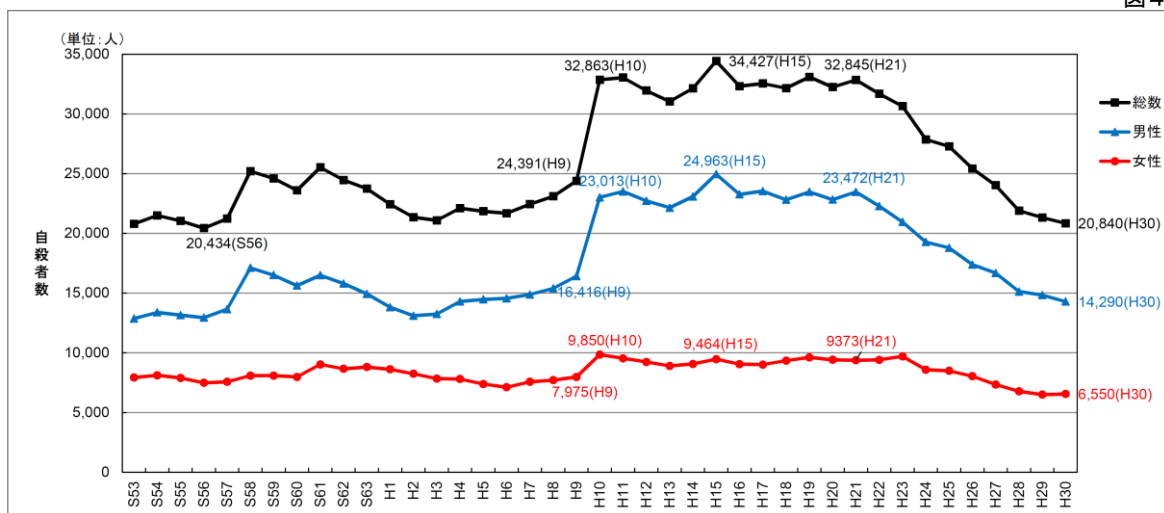
目的規定の改正(第1条) ○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加(第2条第1項・第5項) ○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない ○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正(第3条第3項) ○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条) ○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	関係者の連携協力(第8条) ○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等(第13条) ○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条) ○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充 〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条) ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用等の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
〔人材の確保等〕(第16条) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条) ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定 ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める		
〔医療提供体制の整備〕(第18条) 自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその他地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備(第25条) ○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備	施行期日(附則) ○ 平成28年4月1日から施行	

資料：厚生労働省 HP より

2 国の自殺の現状

我が国の年間自殺者数は、平成9年までは2万人台で推移していましたが、平成10年に32,863人と急増し、その後3万人を超える状態が続いていました。国を挙げた自殺対策や社会経済状況の安定化等の要因により平成24年には3万人台を割り、平成30年の自殺者数は、20,840人で対前年比481人（約2.3%）減となりました。その結果、平成22年以降9年連続で減少し、昭和56年以来37年ぶりに21,000人を下回ることとなりました。男女別にみると、男性は9年連続の減少となりましたが、前年（平成29年）過去最少だった女性の自殺者数は55人の増加となっています。また、男性の自殺者数は、女性の約2.2倍となっています（男性68.6%、女性31.4%）。

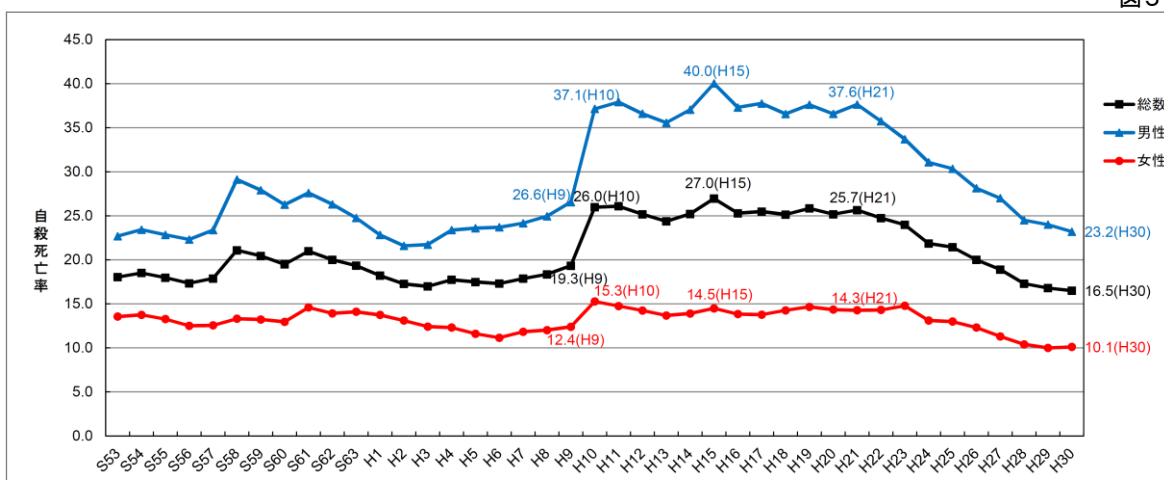
図4



出典：厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課
「平成30年度中における自殺の状況（平成31年3月28日）」p.2

平成30年の自殺死亡率（※人口10万人当たりの自殺者数）は16.5となり、平成22年以降、9年連続の低下となっており、昭和53年から始めた自殺統計で過去最小となっています。男女別にみると、男性は9年連続で低下し、女性是对前年比0.1上昇しています。また、男性は、女性の約2.3倍となっています。

図5



出典：厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課
「平成30年度中における自殺の状況（平成31年3月28日）」p.3

3 東京都の自殺対策の経緯

東京都は、自殺総合対策大綱の基本認識を踏まえ、「生きやすい、生きがいのある東京」を実現するために、東京都の状況に即した総合的な自殺対策を推進することとしました。

自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることから、政策分野や行政・民間等の別に捉われることなく、多様な関係機関・団体、地域が一体となって、対策を推進することが必要との認識のもと、平成 19 年 1 月、庁内の関係局が緊密に連携して自殺対策に資する取組を積極的に展開する自殺対策推進庁内連絡会議を設置し、同年 7 月には、保健、医療、福祉、教育、労働などの多様な分野が参加する『自殺総合対策東京会議』を設置しました。

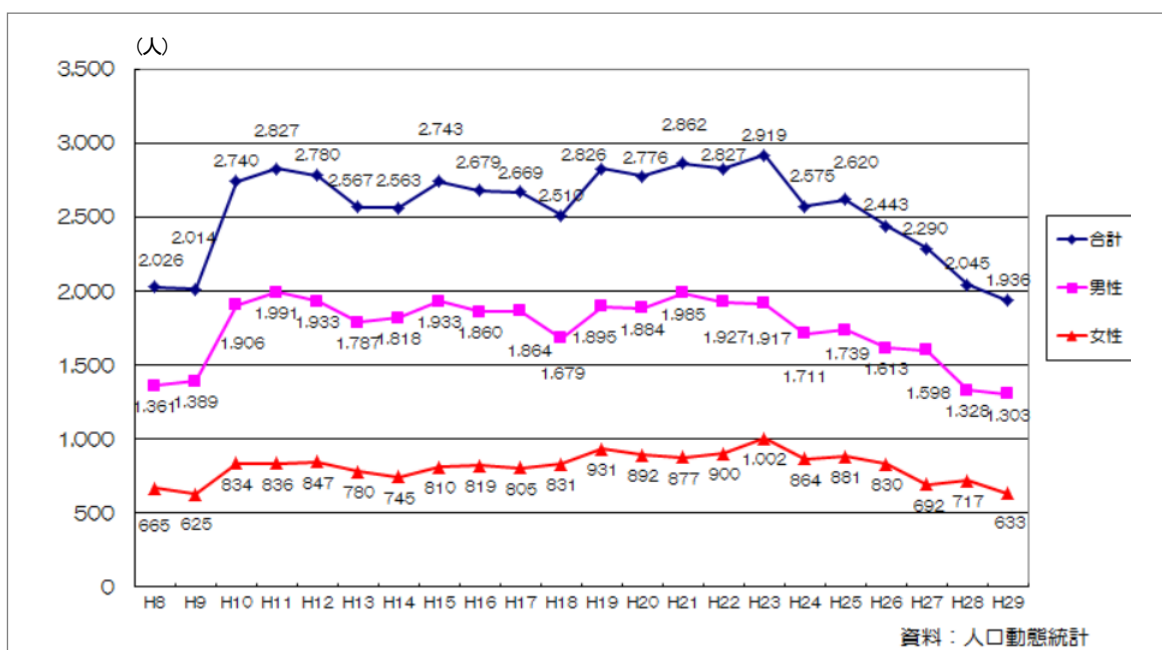
平成 21 年 3 月に、関係機関・団体の連携・協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的として、東京都における自殺総合対策の取組方針（以下「取組方針」という）を策定しました。

その後、国が「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し平成 24 年 8 月に大綱の見直しを行ったことを受けて、平成 25 年 11 月、更に効果的な自殺対策を推進するため、都の取組方針を改正しました。そこには、「段階ごと対象ごとの施策を効果的に組み合わせ取組を推進すること」や、具体的施策として「若年層向けの対策や、自殺未遂者向けの対策を充実すること」などの基本的考え方が追加されました。

4 東京都の自殺の現状

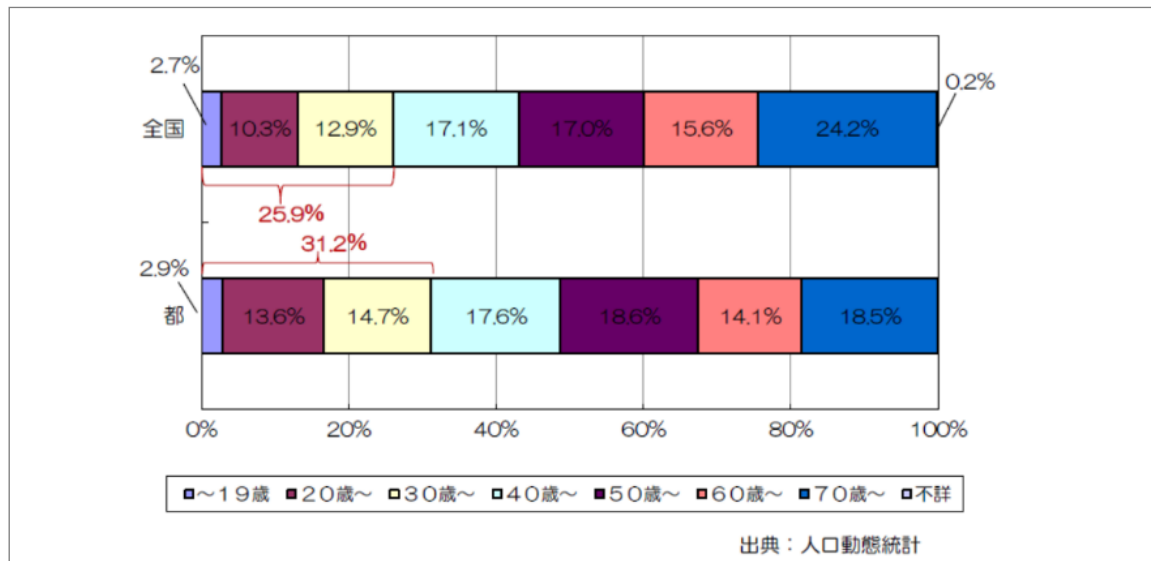
東京都の自殺者数は、全国と同様に平成 9 年の 2,014 人から平成 10 年に 2,740 人に急増し、以降は概ね 2,500 人から 2,900 人の横ばいで推移していましたが、平成 23 年の 2,919 人をピークに減少傾向に転じ、平成 29 年には 1,936 人となっています。

図 6



また、東京都では30歳代以下の自殺者が全体の約3割を占めており、全国と比較して、自殺者における若者の割合が高くなっています。

図7

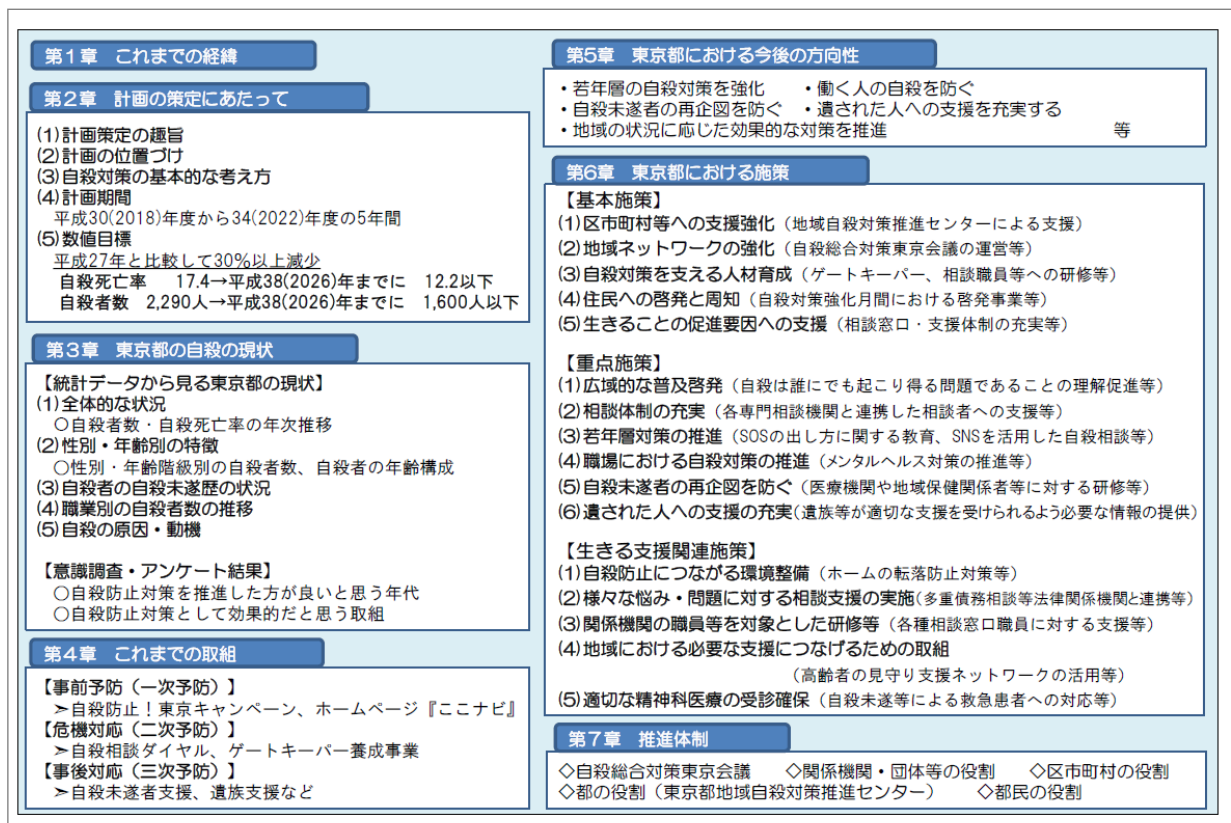


5 東京都の自殺対策計画（東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～）

東京都は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項に規定する都道府県自殺対策計画として、関係機関・団体との連携・協力の強化を図り、総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくことを目的に、平成30年6月に、平成30年度から平成34年度までの5年間の計画を策定しました。

〔東京都自殺総合対策計画の概要〕

図8



また、東京都の自殺対策の施策としましては、ゲートキーパーや相談職員等への研修として「自殺対策を支える人材育成」、LINE 相談や自殺相談ダイヤルの「生きることの促進要因への支援」、自殺対策強化月間における啓発事業の「住民への啓発と周知」などを行っております。

啓発事業では、毎年9月と3月を自殺対策強化月間として、自殺予防を呼びかけるキャンペーンに取り組んでおります。

〔自殺防止！東京キャンペーンチラシ（平成31年3月）〕

図9

自殺防止！東京キャンペーン 3月は東京都自殺対策強化月間です！

居場所がない
孤独で不安...
もう疲れた
苦えてしまいたい...

つらい気持ちをひとりで抱えこまないで
相談してみませんか。



～電話で相談～
東京都自殺相談ダイヤル
こころといのちの
ほっとライン
0570-087478
14時～翌朝5時30分（年中無休）
3月25日から29日は
24時間受付！

～LINEで相談～
LINEアカウント名
相談ほっとLINE
@東京
17時～22時（※休日は18時～22時）
3月中は15時から
相談できます！

3月 自殺防止イベントスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

【3月全日】
自殺対策強化月間期間中、相談ダイヤル・相談窓口
（※休日は18時～22時）
03-3842-5311
10時～21時（※休日は22時まで）

【予約制・来所相談】心の相談窓口
～希望に合わせた相談に当たる相談～
（※予約制・来所相談は別途予約）
03-3842-5311
10時～21時（※休日は22時まで）

※特別相談員

こころといのちの相談員『東京で自殺を予防しよう！』

（日曜）平成31年3月8日（金）15時～17時（14時半開始）
（場所）東京都庁 都庁会議室第1室 都庁ホール
（講師）東京都庁 一般社団法人 東京の環境研究開発事業
関係法人 社会福祉法人 社会福祉協議会 専門員
高柳和江氏

（対象）都内在住・在学・在勤の方
（申込期間）平成31年3月5日（火）17時
※詳細は、福祉保健局ホームページをご覧ください。